

# 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム花の家運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、株式会社江陽（以下「事業者」といいます。）が設置運営する認知症対応型共同生活介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

## (事業の目的)

第2条 グループホーム花の家(以下「事業所」といいます。)の行う認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」といいます）は、認知症の状態にある要介護状態の方に対して、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民の交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び生活訓練等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるように世話することを目的とします。

## (運営方針)

第3条 事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示等の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- ① 利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることのできるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。
- ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- ③ 利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活が出来るよう配慮します。
- ④ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- ⑤ 当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ⑥ 常に、提供したサービス質の管理、評価を行います。

## (事業所の名称及び所在地・利用定員等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりです。

① 事業所の名称 グループホーム花の家（指定事業所番号 0371200387）

② 所在地及び連絡先 〒023-0171 奥州市江刺田原字大日195番地1

電話：0197-31-2105 FAX：0197-31-2106

③ユニットの名称及び入居定員（介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）

ユニット1—さくら棟 ……入居定員 9名

ユニット2—しらゆり棟…入居定員 9名 総定員18名

## (職員の員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりです。

職名	さくら棟	しらゆり棟	業務内容
管理者	1名以上		業務全般を一元的に管理する。
計画作成担当者	1名以上	1名以上	ケアプランの作成管理（内1名は介護支援専門員とする。）
介護職員	4名以上	4名以上	入居者の生活支援業務を担当する。

(介護計画の作成)

第6条 入居判定会議を経て、入居の決定した利用者（以下入居者とする。）のサービスの開始に当たり、当ホームの計画作成担当者が利用者の心身の状況、及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下ケアプランという。）を作成します。

- 2 ケアプランの作成・変更する際は入居者及び家族に対し、ケアプランの 内容を説明し同意を得た上でサービスを提供します。
- 3 介護サービス計画に基づいて提供されているサービスについては、定期的にその実施状況について評価します。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 利用料の額は介護報酬告知上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業所に支払われる額を控除して得た額となります。

2 第1項の他、次に掲げる費用を徴収します。

- ①家賃：1か月当 31,000円
- ②水道光熱費：1か月当 23,000円（10月～3月までは4,000円加算）
- ③食費：1か月当 38,500円

3 第1項、第2項の他日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用に関しては、利用者が実費負担するものとします。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 当ホームが提供するサービスの対象者は、要介護の状態で、医師より認知症の診断を受け、かつ（1）～（3）を満たす方とします。

- (1) 少人数により共同生活を営むことに支障がないこと
  - (2) 自傷他害の恐れのないこと
  - (3) 医療機関において常時特別な治療の必要のないこと
- 2 入居後利用者の状況が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合があります。

(守秘義務等)

第9条 事業者は、事業者が定める「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、サービスを提供する上で知り得た利用者等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、「個人情報の使用に関する同意書」に記載された必要最小限の範囲内で

個人情報を使用することができます。

(苦情処理)

第10条 入居者等からの苦情に対して、迅速かつ適切の対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとします。

(救急・事故発生時・災害時の対応)

第11条 利用者様に容体の変化等があった場合は、御家族様、(ご不在の際は身元引受人様)に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。但し、生命維持に危険があると判断されるような状態に陥った場合は、御家族様の同意を得ることなく救急隊を要請することがあります。その場合においても速やかに御家族様に連絡致します。

- 2 利用者様の入居中に事故が発生した場合は、直ちに御家族様に連絡すると共に、関係機関に連絡し必要な措置を講じます。なお、当事業者は介護賠償責任保険に加入しております。
- 3 利用者様の入居中に非常災害が生じた場合、従業者は利用者様の避難等適切な措置を講じます。事業所は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携を確認し、年1回以上避難訓練を実施します。

(衛生管理)

第12条 サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。

- 2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努めます。

(業務継続計画)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(身体拘束廃止)

第14条 サービスの提供に当たり、身体拘束は原則行いません。ただし、下記の要件をすべて満たしている場合、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。この際には、身体拘束を早期に解除できるよう全職員で検討・対応に努めます。

- ① 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

(高齢者虐待防止)

第15条 サービス提供にあたり、高齢者虐待にあたる以下の5項目は行いません。

- ① 身体的虐待
- ② 心理的虐待
- ③ 介護・世話の放棄・放任
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、代表が定めるものとします。

#### 附則

1. 平成28年10月1日 指定更新
2. 平成30年3月31日 一部改正
3. 令和5年10月1日 一部改正
4. 令和6年4月1日 一部改正